平成２８年（フ）第１９３号
埼玉県草加市氷川町80番地１
債務者　岩井　麻衣
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
埼玉県草加市新善町43番地
債務者　大橋　健三
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
埼玉県東松山市大字高坂916番地１　グランディール高坂205
債務者　大菅　　弘
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９３号
千葉県船橋市東船橋２丁目１番14号　ホワイトウイングＥＦ201号
債務者　阿部　諒子
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２９号
千葉県船橋市芝山３丁目３番８号　クオーレ103号
債務者　宇野　弘子
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４１号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番30棟203号
債務者　代永都紀子
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５７号
千葉県市川市新井１丁目11番６－304号（クランベリーＡＲＡＩ）
債務者　石川　恵理
１　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６０４号
川崎市宮前区土橋１丁目８番地２　東急ドエル宮前平ビレジ　Ｂ－311
債務者　板倉ひとみ
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
川崎市宮前区南平台20番37－205号
債務者　金田　雅江
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
川崎市多摩区宿河原６丁目10番12号　ヴァンヴェール　102
債務者　小山あかり
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
川崎市川崎区藤崎４丁目18番22－201号　タウンシップ川崎
債務者　長島　義峰
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
川崎市中原区下小田中４丁目18番22－202号
債務者　冨原　琴美
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
川崎市麻生区下麻生３丁目18番５号
債務者　木下ヨシ子
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
川崎市多摩区枡形３丁目６番５－105号
ヴェルレージュ向ヶ丘遊園
債務者　鈴木香奈子
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
川崎市川崎区小田栄１丁目４番17号　ユナイト小田栄シャンティー205、前住所東京都新宿区戸山３丁目15番１号　日駐ビル内グリーンキャブ
債務者　大槻　高広
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
川崎市麻生区上麻生５丁目38番７－604号
木島方、前住所川崎市麻生区王禅寺西７丁目17番25号　リバーサイドモリ　203
債務者　磯崎　祐磨
１　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係